

製品認証業務 お客様の手引

制定： 2005年12月16日

株式会社マネジメントシステム評価センター

— 改定履歴 —

版	共通・単独区分	JIS 製品 認証	文書区 分	二次文書	所管部 署	製品認証部	
01	発行日(施行日)	2005年12月16日 (2005年12月16日)					
	作成・レビュー・承認	確認 社長 吉野	審査 管理責任者 水本		作成 製品認証部長 衣笠		
	制定理由	工業標準化法に基づく登録認証機関としての登録を得るため、JISQ1001 要求事項を規定し、制定した。					
02~20 版		20 版まで割愛（製品認証二次文書にファイリング）					
21	発行日(施行日)	2025年03月14日 (2025年04月01日)					
	付議・承認	公平性委員会 確認 2025/10/03	取締役会 確認 2025/3/14		常勤取締役会 承認 2025/03/10		
	作成・レビュー	レビュー 鈴木社長	レビュー 管理責任者 金子		作成 製品認証部長 塩崎 品質管理室（製品認証） 塩崎、安田		
	改定理由	<ul style="list-style-type: none"> MSAnet 導入に伴う廃止文書への対応 認証の休止に係る内容を実運用に整合 JIS Q 17065 の表現に整合 					
	変更内容	<ul style="list-style-type: none"> MSAnet 導入に伴う廃止文書に係る内容を削除・修正 7.11 等の認証の休止に係る内容を修正 JIS Q 17065 の表現に整合するように修正 					
22	発行日(施行日)	2026年03月19日 (2026年03月19日)					
	付議・承認	公平性委員会 確認 2026/10/	取締役会 確認 2026/3/19		常勤取締役会 承認 2026/03/16		
	作成・レビュー	レビュー 鈴木社長	レビュー 管理責任者 金子		作成 製品認証部長 原口 品質管理室（製品認証） 長谷川、安田		
	改定理由	・「依頼者および認証の利害関係者からの回答要求」への対応					
変更内容	・「7.14 依頼者および認証の利害関係者からの回答要求」を追記						
23	発行日(施行日)	2026年06月19日 (2026年06月19日)					
	付議・承認	公平性委員会 確認 2026/10/	取締役会 確認 2026/6/19		常勤取締役会 承認 2026/6/15		
	作成・レビュー	レビュー 鈴木社長	レビュー 管理責任者 金子		作成 製品認証部長 原口 品質管理室（製品認証） 長谷川、安田		
	改定理由	I AF から Global ACI へ変更になったことによる改訂					
	変更内容	変更前: IAF(International Accreditation Forum)のMLA(Multilateral Recognition Arrangement) 変更後: Global ACI (Global Accreditation Cooperation Incorporated) MRA (Multilateral Recognition Arrangement) (旧 IAF (International Accreditation Forum) MLA (Multilateral Recognition Arrangement) を含む)					

目次

1	一般	4
1.1	適用範囲	4
1.2	認証の業務及び区域	4
1.3	引用文書	4
2	用語及び定義	4
3	認証スキームと対象とする鋳工業製品	4
3.1	一般	4
3.2	認証スキーム「レディーミクストコンクリート」に固有の適用規格	5
3.3	認証スキーム「プレキャストコンクリート」に固有の適用規格	5
4	一般要求事項	5
4.1	法的及び契約上の事項	5
4.2	公平性のマネジメント	7
4.3	債務及び財務	8
4.4	非差別的条件	8
4.5	機密保持	8
4.6	情報の公開	9
5	MSAの組織運営機構	9
6	評価のための資源	9
6.1	内部資源	9
6.2	外部資源	9
7	プロセス要求事項	10
7.1	一般	10
7.2	申請	10
7.3	申請のレビュー	11
7.4	評価	11
7.5	評価結果のレビュー	14
7.6	認証の決定	14
7.7	認証文書	15
7.8	認証された製品の帳簿・公表の基準	16
7.9	サーベイランス	17
7.10	認証に影響を与える変更	18
7.11	認証の終了、範囲の縮小、一時停止、休止又は取消し	20
7.12	記録	24
7.13	苦情及び異議申立て	24
7.14	依頼者および認証の利害関係者からの回答要求	24

1 一般

1.1 適用範囲

この製品認証業務 お客様の手引(以下、お客様の手引という)は、株式会社マネジメントシステム評価センター(以下、MSAという。)が「JIS Q 17065 適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項」を基準文書とし、「産業標準化法」、「鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令(以下、省令とする)」、及び関連する日本産業規格(JIS)に基づいて実施する製品認証に係る業務に適用します。

また、このお客様の手引の目的は、JIS Q 17065 の要求事項と、産業標準化法、省令及び JIS の関連する要求事項との関係を示し、製品認証業務を円滑に実施するためのプロセスを明確にすることにあります。

注記：このお客様の手引は JIS Q 17065 の構成に配慮し、その要求事項は、JIS Q 17065 の流れにそって記述されています。製品認証業務の実施に当たっては、産業標準化法、省令、及び JIS Q 1001(一般認証指針)の関連する要求事項への適合が求められますが、その関連する箇条はこのお客様の手引の右欄に記載されています。

1.2 認証の業務及び区域

審査認証サービスの提供は、日本国内の法人を対象とします。

1.3 引用文書

次に掲げる文書は、お客様の手引に引用されることによって、要求事項の一部を構成します。この引用文書は、その最新版(追補を含む)を適用します。

- ・ 産業標準化法
- ・ 鋳工業品及びその加工技術に係る日本産業規格への適合性の認証に関する省令
- ・ JIS Q 1001 適合性評価-日本産業規格への適合性の認証—一般認証指針
- ・ JIS Q 1011 適合性評価-日本産業規格への適合性の認証---分野別認証指針
(レディーミクストコンクリート)
- ・ JIS Q 1012 適合性評価-日本産業規格への適合性の認証---分野別認証指針
(プレキャストコンクリート製品)
- ・ JIS A 5308 レディーミクストコンクリート
- ・ JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品
- ・ JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品
- ・ JIS A 5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品
- ・ JIS Q 9000 品質マネジメントシステム-基本及び用語
- ・ JIS Q 9001 品質マネジメントシステム-要求事項
- ・ JIS Q 17000 適合性評価—用語及び一般原則
- ・ JIS Q 17021 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
- ・ JIS Q 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
- ・ JIS Q 17065 適合性評価—製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項
- ・ JISCBA 解釈集：共通編及びコンクリート編(JISCBA 解釈集のホームページ)

2 用語及び定義

このマニュアルで用いる主な用語及び定義は、JIS Q 1001、JIS Q 9000、JIS Q 17000 及び JIS Q 17065 によります。

3 認証スキームと対象とする鋳工業品

令 4

3.1 一般

認証の区分は、「土木及び建築」とし、認証スキームは、「レディーミクストコンクリ

ート」及び「プレキャストコンクリート」とします。

認証スキームに関連する業務は、産業標準化法、省令及び JIS Q 1001 を含む関連 JIS に基づいて実施します。

MSA はお客様に、申請に当たり、JIS Q 1001 の附属書 B に規定する品質管理体制の審査の基準 (A) 又は基準 (B) のうちどちらを選択するかを JF07.02-02 製品認証申込書により明確にさせていただきます。

3.2 認証スキーム「レディーミクストコンクリート」に固有の適用規格

認証スキーム「レディーミクストコンクリート」に固有の適用規格は次のとおりです。

- a) JIS Q 1011 (分野別認証指針)
- b) JIS A 5308 (鋳工業品の適用規格)

お客様は、JIS Q 1011 の付属書 A に規定する品質管理体制に基づいて製造及び試験・検査を適正に行うものとします。

3.3 認証スキーム「プレキャストコンクリート」に固有の適用規格

認証スキーム「プレキャストコンクリート」に固有の適用規格は次のとおりです。

- a) JIS Q 1012 (分野別認証指針)
- b) JIS A 5371、JIS A 5372、JIS A 5373 (鋳工業品の適用規格)

お客様は、JIS Q 1012 の付属書 B に規定する品質管理体制に基づいて製造及び試験・検査を適正に行うものとします。

4 一般要求事項

4.1 法的及び契約上の事項

4.1.1 法的責任

MSA の法的地位に関わる概要は次のとおりです。

- a) 商号：株式会社 マネジメントシステム評価センター(略称：MSA)
- b) 本社：東京都港区浜松町二丁目 2 番 12 号
- c) 設立：1996 年 9 月 20 日
- d) 目的：
 - ・ 国際規格、国内規格、団体規格等に基づく適合性審査及び認証業務並びに検証業務
 - ・ 前号に付帯関連する一切の業務
- e) 代表取締役社長：鈴木 浩二
- f) 登記先：東京法務局

4.1.2 認証の合意

4.1.2.1 法的拘束力のある合意

MSA は、お客様への認証活動の提供に関し、法的に拘束力のある契約を、「JF04.01- 令 18
01 製品認証業務及び JIS マーク等の表示の使用許諾に係る契約書」により締結します。 JIS Q
契約書及びその引用文書には、認証機関及びお客様の責任と権利を明記します。 1001 の
契約に当たり、お客様は代表権を持つ者が記名及び捺印するものとします。 9.1

4.1.2.2 お客様の実施事項

お客様は、その認証の合意によって、次の事項に適合することが求められます。

- a) MSA から連絡を受けたときの適切な変更の実施を含めて、お客様は常に認証要求事項を満たす。お客様は、MSA が行なう審査認証に必要な文書、記録及びその他の情報を含む資料を提供する。提供する資料は真実であり、正確且つ完全であることを保証する。
- b) 認証が継続的な生産に適用される場合、認証された製品は、製品要求事項を継続的に満たす。
- c) お客様が次の事項に必要な全ての手配を行う。
 - 1) 初回審査及び定期・臨時認証維持審査の実施。これには、文書及び記録の調査、並びに関連する機器・設備、場所、区域、要員及びお客様の下請負業者へのアクセスを含む。

2) 苦情の調査

3) 該当する場合、オブザーバの参加

- d) お客様は、認証範囲及び認証内容と整合した、認証の表明を行う。(7.6.4 参照)
- e) お客様は、MSA の評価を損なうような製品認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は認証範囲を逸脱すると認証機関が考えるような製品認証に関する表明を行わない。(7.6.4 参照)
- f) 認証の一時停止、取消し又は終了の場合、お客様は、製品認証に言及している全ての宣伝・広告物の使用を中止するものとし、MSA は、認証契約書に従って必要な処置をとる(例えば、認証文書の返却)。(7.11 参照)
- g) 認証文書の写しを依頼者が他者に提供する場合、認証文書は「JF07.07-01 日本産業規格適合認証文書・附属書」全体を複製し、複製したものであることを明示する。(7.7 参照) また、写しの提供先と日付を記録する。
- h) お客様が、文書、パンフレット、宣伝・広告物などの媒体で製品認証について言及する場合、MSA の要求事項に従う。(7.6.4 参照)
- i) お客様は、JIS マーク及び MSA マークの使用及び製品に関する情報についての全ての要求事項に従う。(7.6.4 参照)
- j) お客様は知り得た認証要求事項への適合性に関する全ての苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録を MSA が利用できるようにする。また、次の事項を行う。(7.4.4.2 の品質管理実施状況説明書の内容を参照、及び 7.13 参照)
 - 1) 上記の苦情、及び認証要求事項への適合性に影響を与えると判明した製品の不備に関して、適切な処置をとる。
 - 2) とった処置を文書化する。
- k) お客様は、認証要求事項の適合性と能力に影響する可能性のある変更について、遅滞なく MSA に通知する。(7.10 参照)
- l) お客様の製品に関して MSA が苦情を受けた場合、お客様は MSA による予告なしの立入調査に協力する。(7.13 参照)
- m) 製品試験で MSA 審査員がサンプリングで選んだ資料は、お客様が MSA の指定する第三者試験機関へ運搬する。(6.2 参照)
- n) お客様は審査終了後、所定の期日までに「JF07.01-01 製品認証料金表」により料金を支払う。
- o) お客様は、製品認証業務に直接的に適用される産業標準化法及び関連省令だけでなく、生産活動や品質管理活動に影響し得る法規制やその他要求事項を特定し順守するものとします。これには、建築基準法、都市計画法、河川法、廃棄物処理法等が含まれます。依頼者は申請に当たり、「JF07.02-05-02 JIS マーク認証の確認書」を提出するものとします。法令違反が検出された場合は、JISCB A 発行の「産業標準化法令以外の法令違反の取扱いガイドライン」により対処するものとします。(7.11.1.1 参照)
- p) お客様は工場の運営に当たり、品質方針・品質目標・達成計画を策定して活動を行うものとします。品質目標は品質方針と整合し達成度が判定可能なものとします。達成度は適宜モニターし継続的な改善ができるように管理するものとします。(例：“圧縮強度 σ_{28} の工程能力指数を 1.0 以上とする”等とする)

4.1.3 認証文書、JIS マーク及び MSA マークの使用

4.1.3.1 認証文書、JIS マーク及び MSA マークの管理

MSA は、認証文書、JIS マーク、MSA マーク及び製品が認証されていることを示すメカニズムの所有権、使用及び表示を「7.6.4 JIS マーク及び MSA マークの使用」及び「7.11.8 違法な表示等に係る措置」に従って管理します。

4.1.3.2 認証文書、JIS マーク及び MSA マークの不適切な使用への処置

不適切な言及、又は認証文書、JIS マーク、MSA マーク若しくは製品が認証されていることを示すその他のメカニズムの誤解を招く使用が、文書その他の広報資料で見つかった場合、MSA は 7.11 により適切な処置をとります。

注：このような処置には、是正処置、認証の取消し、違反の公表及び必要な場合は、法的手段をとることが含まれる。

4.2 公平性のマネジメント

4.2.1 公平な認証活動

MSA は認証活動を公平に行います。

4.2.2 公平性を遵守した行動

MSA は、その認証活動の公平性に責任を負い、公平性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を容認しません。

4.2.3 公平性に対するリスクの特定

MSA は、認証活動から生じる公平性に対するリスクを継続的に特定します。これには、MSA の活動、MSA が他との関係をもつこと、又は要員が他との関係をもつこと（4.2.12 参照）から生じるリスクを含みます。ただし、このような関係をもつことは、MSA にとって必ずしも公平性に対するリスクになるとは限りません。

注記： 公平性に対するリスクとなる関係としては、所有、統治、マネジメント、要員、共有資源、財務、契約、マーケティング（ブランド設定を含む。）、及び売上手数料の支払い又は新規お客様の紹介に関わるその他の誘引条件に基づく関係等がある。

4.2.4 利害抵触の管理

MSA は、特定されたリスクについて、どのようにその脅威を排除し、又は容認できるレベル以下とするかを管理します。

4.2.5 コミットメント及び公表

MSA は、認証活動において、公平性に対する社長のコミットメントを持ちます。認証活動における公平性の重要性を理解し、利害抵触を管理し、認証活動の客観性を確実にすることを「認証活動基本方針」に記載し宣言します。「認証活動基本方針」は、MSA のホームページで公表します。

4.2.6 公平性の確保

MSA は、次の事項を行いません。

- a) 認証された製品の設計、製造、据付け、流通又は保守
- b) 認証されたプロセスの設計、実施、運営又は維持
- c) 認証されたサービスの設計、実施、提供又は維持
- d) お客様へのコンサルティング（上記 a)、b)、c)）の申出又は提供
- e) 認証スキームがお客様のマネジメントシステムの評価を要求している場合、そのお客様へのマネジメントシステムのコンサルティング又は内部監査の申出又は提供

4.2.7 (欠番)

4.2.8 (欠番)

4.2.9 マーケティング等の注意事項

MSA は、コンサルティング（4.2.6 参照）を提供する組織の活動と結び付けてマーケティング又は営業を行いません。

MSA は、特定のコンサルティング組織を用いれば、認証が簡単、容易、迅速又は廉価になると、明示又は暗示しません。

社会への普及等を目的に講習会やセミナーを実施する場合、または要請に応じて講師派遣をする場合は、公平性の管理を確実にします。

4.2.10 コンサルティングをした要員の管理

要員がコンサルティング（4.2.6 参照）を提供した場合、MSA は、製品のレビュー又は認証の決定、並びに当該お客様の審査又は他の認証活動に、提供終了後の 2 年間はその要員に従事させません。

4.2.11 公平性への脅威

MSA は、他の個人、機関又は組織の活動から生じた公平性に対する何らかの容認で

きないリスクが認められた場合、それに対応して行動します。

4.2.12 公平な行動及び利害抵触となる状況の報告義務

認証活動に影響を及ぼし得る全てのMSAの社内外要員及び委員会委員は、公平に行動します。

MSAは、いかなる要員も、利害抵触がないことを実証できる場合を除き、認証活動には起用しません。

4.3 債務及び財務

4.3.1 債務への備え

MSAは、その運営から生じる債務を担保できる適切な備えを講じます。

4.3.2 財務上の安定性及び経営資源

MSAは、財務上の安定性及びその運営に必要な経営資源を確保します。

4.3.3 財務諸表等の備置き及び閲覧等

法 35

1 MSAは、毎事業年度経過後3カ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(電子媒体によるものを含む)を作成し、5年間事務所に備え置きます。

2 お客様及びその他の利害関係人は、MSAの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができます。ただし、第Ⅱ号又は第Ⅳ号の請求をするには、MSAの定めた費用を支払うものとします。

- I. 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- II. 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- III. 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- IV. 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって主務省令で定める方法により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

4.4 非差別的条件

4.4.1 認証手順の運用

MSAは、認証事業を遂行するための方針及び手順を規定し、その運用は差別的なものとはしません。申請者によるMSAの利用を妨げたり禁止したりしません。

4.4.2 サービスの利用

MSAは、認証事業の範囲内の活動を行う全ての申請者が、そのサービスを利用できるようにします。

4.4.3 認証の条件

MSAは、認証プロセスの利用に当たり、お客様の規模、又は協会若しくはグループの会員であることを条件にしません。また、既に発行した認証の数によって、認証に条件を付けません。不当な財務的又はその他の条件を課しません。

4.4.4 認証の限定

MSAは、要求事項、審査、レビュー、決定及びサーベイランスを、本手引「3認証スキームと対象とする鉱工業品」の認証範囲に関係する事項に限定します。

4.5 機密保持

令 20

4.5.1 機密の保持及び公開情報の事前通知

MSAは次の目的のために、依頼者から個人情報を含む機密情報を提出していただきます。

- 1) 審査員や他のMSA要員による審査認証業務の実施、
- 2) 審査認証業務に関わる文書、製品認証に関わる一般情報等の依頼者への送付
- 3) 経済産業省による認定審査の受審、認証決定に関わる判定委員会での審議、
- 4) 審査認証システムの維持改善に関わる委託先での業務等

MSAは、法的に拘束力のある合意(4.1.2.1項の契約書及び本文書)に基づき、認証活動を実施する過程で得られた又は生じた全ての情報の機密管理を確実に実施します。

お客様が公開している情報、又はMSAとお客様とが合意している場合(例えば、苦

JIS Q
1001の
14

JIS Q
1001の
14

情に対応する目的のため)を除き、その他の全ての情報は、お客様が所有権をもつ情報とみなし、これを機密とします。MSAは、公開の対象にしようとして意図している情報を、事前にお客様にお知らせします。

4.5.2 公開情報の通知

MSAが機密情報を公開することを、法律で要求されるか又は契約上の取決めで認められた場合、お客様又は関係する者に対して、法律によって禁止されない限り、当該情報の提供について通知します。

この通知は、製品認証部長が、情報の公開に先立って、文書で行います。この通知には、公開の目的や方法、必要に応じて公開の時期/期間などが含まれます。

4.5.3 お客様関連情報の機密性

お客様以外（例えば、苦情申立者又は規制当局）から得られたお客様に関する情報は、機密として取り扱います。

4.6 情報の公開

MSAは、省令及びJIS Q 17065要求事項に基づく次の情報を、MSAの事務所及びMSAのホームページ上に遅滞なく公開し、維持します。

1) 省令第14条(認証に係る公表の基準) (7.8参照) 令14

2) 省令第21条(国内登録認証機関に係る公表の基準) 令21

a) MSAの略称(製品認証の業務範囲)

b) 審査要員の適格性

c) 申請から認証登録までの事務手続き概要及びそのために要する標準的な期間(次項3)a)、7.2~7.6参照)

d) 認証を継続するための事務手続き概要 (7.9及び7.10参照)

e) 認証取消しに関する事務手続きの概要 (7.11参照)

f) 認証に係る日本産業規格の番号

g) 認証に関する料金の算定方法 (次項3)b)参照)

3) JIS Q 17065要求事項

a) 認証スキームについての情報。これには、審査手順、並びに認証の授与、維持、認証範囲の拡大若しくは縮小、認証の一時停止、取消し又は拒否をするための規則及び手順を含みます。(7.11参照)

b) MSAが財政的支援を得る手段の記述、並びに申請者及びお客様に課せられる料金に関する一般的情報は、MSAのHP上に公開します。

① 申請者、認証取得者、その他の利害関係人は、MSAの業務時間内に財務諸表等の該当書面の閲覧又は複写の請求ができます。(4.3参照)

② 料金は「JF07.01-01製品認証料金表」によるものとします。

c) 申請者/お客様の権利及び義務の記述。これには、MSAの名称及びJISマークの使用並びに授与された認証についての言及方法に関する、要求事項又は制約事項を含みます。

d) 苦情及び異議申立ての処理手順に関する情報。MSAホームページ[トップページ]“異議申立て/苦情”に示します。

4) その他の情報提供・問い合わせ等

情報公開は、ホームページ又は下記の場所で希望する者に対し差別することなく閲覧に供します。

株式会社マネジメントシステム評価センター

東京都港区浜松町二丁目2番12号 浜松町ビル

TEL: 03-6402-3164 FAX: 03-6402-3245

ホームページ: <http://www.msac.co.jp/>

5 MSAの組織運営機構

MSAの組織構造の概要や、連絡窓口等をMSAウェブサイトに掲示します。

- 6 評価のための資源
- 6.1 内部資源
MSAは、内部資源又は直接の管理下にあるその他の資源を用いて審査活動を実施します。
試験についてはJIS Q 17025、マネジメントシステムの審査についてはJIS Q 17021 の該当する要求事項を満たすものとします。
- 6.2 外部資源
MSAは、レディーミクストコンクリートの圧縮強度と曲げ強度の試験は、JIS Q 17025に適合し、JNLA(産業標準化法試験事業者登録制度)又はJAB(日本適合性認定協会)により認定を受けている第三者試験機関に外部委託します。
工場審査でMSA審査員がサンプリングで選んだ試料は、お客様が当該第三者試験機関へ運搬するものとします。
その他の試験はお客様の試験施設で、MSAの審査員が立ち会って実施するものとします。(7.4.4.3参照)
- 7 プロセス要求事項
- 7.1 一般
- 7.1.1 認証活動の運営
MSAは、本品質マニュアルの3.0「認証スキームと対象とする鋳工業品」に基づいて認証活動を実施します。 法 19 条 3
MSAは、審査の結果、認証の対象となる鋳工業品が当該JISに適合し、かつ、申請者の品質管理体制が該当する基準のすべてを満たしていることが確認された場合には、認証を行うものとします。 令 13
JIS Q 1001 の 4
また、認証取得者が鋳工業品等にJIS Q 1001の13.1 (JISマーク等の表示)及び13.2(付記事項の表示)の表示を行うためには、MSAと現に有効な認証契約を締結していなければなりません。(4.1.2.1参照)
- 7.1.2 製品を評価するための規準
お客様の製品を審査するための要求事項は、本手引の「3.0認証スキームと対象とする鋳工業品」によるものとします。
- 7.1.3 特定の認証スキーム
特定の認証スキームに7.1.2の文書を適用することに関して説明が求められる場合には、MSAが必要な準備を行い、要請に応じてMSAが提供します。
- 7.1.4 認証の移転
現在MSA以外でJISマーク表示を維持している認証取得者が、MSAに登録認証機関を変更したいと希望する場合、認証移転のための審査を実施します。
その申請は新規扱いとし、初回審査と同様の審査を実施します。
- 7.2 申請（初回/移転） 令 9
- 7.2.1 対象規格と認証区分 JIS Q 1001 の 5
認証の対象となる規格は、本品質マニュアルの3.0認証スキーム及び1.3引用文書によるものとします。
MSAは、申請者が申請する鋳工業品の区分（以下、認証の区分という。）について、本品質マニュアル3.0の分野別認証指針に基づき、申請者と調整し、決定します。認証の区分は、該当するJISごととします。
なお、認証の区分を、次のいずれかとすることができます。
a) JISに定める種類又は等級ごと
b) 申請者によって定義された鋳工業品（申請者の定める型式等）ごと
c) 複数のJISに係る鋳工業品の群
申請者から申請を受け付けた場合、及び7.10の変更に關する届出を受け付けた場合、MSAは遅滞なく審査認証を行います。

7.2.2 申請の受付

MSAは、申請の希望があった場合、「JF07.02-02製品認証申込書」の提出を求めます。

MSAは、認証が可能であることを確認して、申請に必要な文書「JF07.02-05-01～19 日本産業規格表示認証申請書」と「JPO4.01-01製品認証業務 お客様の手引き」をダウンロードするように依頼者に要請します。依頼者は、当該申請書に必要な事項を記入し社内規格一式とともにMSAへ提出するものとします。

申請の受付に当たり配慮すべき事項は次のとおりです。

- ① プレキャストコンクリート製品のⅡ類の申請の場合、性能、特性について、その設計の根拠となる設計図書、要求性能を検証できる資料、検査設備に係る資料
- ② 認証移転の場合、認証機関が発行する「認証文書」のコピー
- ③ 現在事項全部証明書の写し [新規JIS認証取得工場対応]
- ④ 財務内容(前年度)に関する書類の写し[新規JIS認証取得工場対応]
- ⑤ 「審査基準B(JIS Q 9001ベース)」の場合は、Global ACI (Global Accreditation Cooperation Incorporated) MRA (Multilateral Recognition Arrangement) (IAF (International Accreditation Forum) MLA (Multilateral Recognition Arrangement) を含む) に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関による審査登録証の写し、品質マニュアル(又は同等の文書)及び審査登録報告書の写し

申請書を受理してから認証の決定までは、特に重大な問題等がない場合、レディーミクストコンクリートで6か月、プレキャストコンクリートで5か月程度を目途とします。

7.3 申請のレビュー(初回/移転)

7.3.1 申請情報のレビュー

MSAは、次の事項を確実にするために、7.2で取得した情報を次の事項を考慮してレビューします。

- a) お客様及びその製品についての情報が、認証プロセスを実施する上で十分である。
- b) MSAとお客様との間に理解の相違があることが分かっている場合、規格又はその他の規準文書に関する合意を含め、それが解決されている。
- c) 求めている認証範囲(対象とする認証スキーム及び製品)が明確である。
- d) 全ての審査活動を実施するための手段が利用できる。
- e) MSAが認証活動を実施する力量及び能力をもっている。

申請受理の了承後、MSAは申請者と「JF04.01-01製品認証業務及びJISマーク等の表示の使用許諾に係る契約書」を取り交わすものとします。契約書を締結後、DBのユーザーIDとパスワードを発行します。(4.1.3.1参照)

7.3.2 認証経験がない場合の対応

MSAは、お客様の認証の要請がMSAにとって経験のない次の事項のいずれかを含む場合、それを特定し審査の実施可能性について検討します。

- － 製品のタイプ
- － 規準文書
- － 認証スキーム

7.3.3 特定の認証の辞退

MSAは、実施を求められている認証活動に関して、力量のある要員を確保していないと判断される場合等には、特定の認証を辞退します。申請を辞退する場合は、理由を文書にしてお客様に明示します。

7.4 評価

7.4.1 認証活動の管理

MSAは、認証活動のため管理すべき必要な手配ができるように、評価活動を計画

	し、管理します。 審査員は、申請のあった認証スキームとその区分に基づいて、初回工場審査及び初 回製品試験に係る実施計画を、「JF07.04-05-06 工場審査及び製品試験に係る実 施計画書」により作成し申請者と調整を行い、決定します。 また、MSAは、認証を決定するまでに、少なくとも6か月（「7.11.1 認証の取消」 によって認証を取り消された者の再審査の場合は、通常、品質管理体制の再構築後6ヶ 月）の生産実績を調査し、鉱工業品等の品質が安定していることを確認します。 申請者からロット認証について申請があった場合には、MSAは、初回工場審査のう ち、7.4.4に規定する現地調査を省略して認証することができるものとします。また、 当該ロットの全数に対して初回製品試験（全数試験）を行う場合には、初回工場審査 を省略することができるものとします。	JIS Q 1001 の6.1
7.4.2	要員の選任 MSAは、自らの内部資源を用いて行う各評価業務を実施するために、適切な要員を 選任し割り当てます。内部資源にはMSAの直接の管理下にある契約審査員等の要員が 含まれます。申請者には事前に「JF07.04-02 審査チーム編成 通知書」を送付しま す。	
7.4.3	認証に必要な情報 MSAは、審査活動の実施に必要な情報の概要をホームページ上に掲載します。	
7.4.4	審査活動及び審査基準 MSAは、「JF07.04-05-06 工場審査及び製品試験に係る実施計画書」（7.4.1 参照）に従って、審査活動を実施します。 審査及び試験は、「3.0認証スキームと対象とする鉱工業品」の基準により実施しま す。 MSAは、初回工場審査の結果及び初回製品試験の結果が、次に示す事項のすべてに 適合するかどうかについて評価します。	JIS Q 1001の 7
	<ul style="list-style-type: none"> a) 該当するJIS b) 一般認証指針(JIS Q 1001) c) 認証に係る鉱工業品に関連する分野別認証指針が定められている場合にあっては、当該分野別認証指針 d) MSAが定める手順書や規定の要求事項 	
7.4.4.1	審査での実施事項 工場又は事業場の品質管理体制については、JIS Q 1001の附属書Bに規定する審 査基準のほかに、レディーミクストコンクリートの場合はJIS Q 1011の附属書A、 及び/又はプレキャストコンクリートの場合はJIS Q 1012の附属書Bの審査基準へ の適合性についても確認する。 7.4.4.2の工場審査及び7.4.4.3の製品試験に加え、審査には次の事項を含めま す。	JIS Q 1001の 附属書 B、省令 2条
	<ul style="list-style-type: none"> a) 初回会議 b) 経営者インタビュー c) 審査チームミーティング d) 最終会議 	
	<p>各項の実施内容は次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 初回会議 リーダーは、初回会議を開催し、依頼者に申請者情報（認証スキームを含む）、審 査目的、審査計画、審査の方法等について確認します。 b) 経営者インタビュー 経営者に対して、会社概要、生産状況、経営方針、品質目標、組織的運営、資源の 運用等についてインタビューします。 c) 審査チームミーティング 	

リーダーは、審査チーム内で協議し、審査結果を取り纏めます。『不適合』がある場合は、「JF07.04-05-16指摘事項記録書」にその指摘事項を記載します。

d) 最終会議

リーダーは、経営者と品質管理責任者の出席を確認し、最終会議を実施します。リーダーは、審査実施方法の概要、審査の結論(不適合指摘があった場合はその説明を含む)、審査報告書等についての説明を行います。

意見の相違が残らないように質疑応答を行って、その結果を「JF07.04-05-08最終会議記録書」に記録し、依頼者の品質管理責任者と審査チームリーダーが署名します。「JF07.04-05-08最終会議記録書」は依頼者とMSAの記録用に2通作成します。意見の相違が残る場合は、相違の内容を「JF07.04-05-08最終会議記録書」か、又は別の文書に記載します。

リーダーは、申請者に謝意を表して、最終会議の終了を宣言します。

7.4.4.2 初回工場審査

1) 初回工場審査の方法

MSAは、申請者が提出した品質管理実施状況説明書及び社内規格について書類調査を行うとともに、認証に係るすべての工場又は事業場に対して現地調査を行い、申請者の工場又は事業場の品質管理体制がJIS Q 1001の附属書Bに規定する審査の基準に適合するかどうかを審査します。

なお、申請者は、同附属書Bに規定する審査基準(A)又は審査基準(B)のいずれかを選択することができます。(3.1項 参照)

ただし、現に製造された特定の個数又は量の鈹工業品に係る認証を行う場合には、現地調査を省略することができます。

MSAは申請者に対し、工場又は事業場の品質管理体制が附属書Bの審査の基準に適合していることを説明するために必要な情報を品質管理実施状況説明書に記載するとともに、関係する社内規格、管理記録、原材料、鈹工業品等に係る試験及び検査記録など必要とされる情報を確認することができるよう求めます。

2) その他

申請者が、同附属書Bに規定する審査の基準(B)に基づく申請をした場合には、Global ACI (Global Accreditation Cooperation Incorporated) MRA (Multilateral Recognition Arrangement) (旧 IAF (International Accreditation Forum) MLA (Multilateral Recognition Arrangement) を含む) に署名している認定機関から認定を受けた審査登録機関による(JIS Q 9001ベース)の認証文書、審査報告書、及び品質マニュアル等の写しを申請書に添付するものとします。

令2
令2.9~
13
JIS Q
1001の
6.2
附B

7.4.4.3 初回製品試験

製品試験は次の要求事項に従って実施します。

1) サンプルの抜取り

初回製品試験を実施するための試験用の鈹工業品等(以下、サンプルという。)の抜取りは、MSAが行います。当該サンプルの抜取りはランダムサンプリングとし、その個数は、認証を行おうとする鈹工業品に係るJISに定めるすべての製品試験を実施するために必要な個数又は量とします。

サンプルは、認証の対象となる鈹工業品等の製造の工程を代表するものとし、

なお、MSAは、適切と判断した場合には、試作品のうち、MSAが選択したものをサンプルとして初回製品試験を行うものとします。この場合、対象となる鈹工業品等の製造開始後速やかに、製造された鈹工業品等から抜き取ったサンプルによる製品試験の全部又は一部を行うものとします。

MSAは、サンプルの抜取りを初回工場審査の現地調査の前に実施することができるものとします。ただし、当該サンプルを抜き取った後に、品質管理体制について当該試験用の鈹工業品等のJISへの適合性の審査に影響を及ぼすような変更があった場合には、当該製品試験結果を用いて審査はしないものとします。

JIS Q
1001の
6.3.1

2) 初回製品試験の実施

初回製品試験は、MSAが選択したJIS Q 17025に適合した試験設備を用いて、当該機関の試験員が実施するか、若しくは次のいずれか、又はこれらの組合せによって実施します。 JIS Q 1001 の 6.3.2

- a) MSAが立ち会い、申請者の試験場所で、申請者の試験員が実施
- b) 第三者試験機関で実施した試験データの活用
- c) 申請者の試験場所で、申請者の試験員が実施した試験データの活用

レディーミクストコンクリートの強度試験は、JIS Q 17025に適合し、JNLA又はJABの認定を受けている第三者試験機関に委託するものとします(6.2参照)。MSAが外部委託している第三者試験機関は、6.2項のとおりです。 JIS Q 1001 の 6.3.3

その他の試験は、お客様の試験施設でMSA審査員の立会いのもとで、お客様の要員が実施するものとします。この場合、MSAは、お客様の試験設備、試験員などがJIS Q 17025 の該当する要求事項を満足していることを確認します。

7.4.5 評価結果

MSAは、審査要員が実施した評価結果に責任をもち、かつ、6.2(外部資源)の要求事項及び認証スキームが規定する要求事項を満たすことを確実にします。これ以外に、認証の申請に先立って行われた認証に関連する評価結果には依拠しません。

MSAは、初回工場審査及び初回製品試験において、適合していないと判断する事項が一つでも存在する場合は認証を行いません。ただし、申請者が、MSAの指定する期間内に、是正によって指摘事項が満たされたことをMSAに提示した場合には、MSAは、当該事項について再度箇条7の審査を実施し、認証を行います。 JIS Q 1001 の 6.1

申請者が指定期間内に当該事項が是正された旨を証明できなかったときは、MSAは、認証を行いません。

7.4.6 指摘事項の通知

審査員は、全ての不適合をお客様に「JF07.04-05-16指摘事項記録書」により通知します。

MSAは、不適合がある場合は次のとおりに対応します。

- ① 審査実施項目に対して不適合がある場合は、重大か軽微かを明確にします。
注：「重大な」不適合とは、製品品質に直接的に重大な影響を及ぼしているか又は、類似した状態が継続又は繰り返されている場合で、次の事例が含まれる。
 - ・ 法令、JIS規格、社内規定等の要求事項に適合しておらず、人身事故等重大な事故につながる可能性がある。
 - ・ 定められた検査・試験が実施されないまま出荷している。
 - ・ 意図的な事実や記録のねつ造が判明している。

重大な不適合の場合、審査員は再度現地を訪問し、修正及び是正処置が適切に実施されたことを確認する。

- ② 審査当日の製品試験が不適合の場合
製品試験項目に対して不適合がある場合、MSAは、依頼者にそれまでに製造された製品の妥当性を損なうものであるか否かを明確にし、必要に応じて、適切な処置の実施を要求する。

7.4.7 追加審査の情報提供

不適合が一つ以上生じ、かつ、お客様が認証プロセスの継続に関心を示した場合、MSAは、不適合が是正されたことを検証するために必要な追加の審査業務に関して情報を提供します。審査員の再訪が必要となる重大な不適合の場合、発生した審査工数に対応し、「JF07.01-01 製品認証料金表」により料金を精算します。

7.4.8 審査の追加合意

お客様が追加の審査業務の実施に合意した場合、それを実施するために、7.4に規定するプロセスを繰り返し適用します。

7.4.9 評価活動の結果

	評価の結果は、レビュー（7.5参照）に先立って審査リーダーが評価結果をまとめ、MSAに提出します。	
7.5	<p>評価結果のレビュー</p> <p>認証の決定のためのレビューは、評価結果及び評価に関わる関連情報に基づいて行い、認証を推薦できる場合、MSAは評価結果を承認します。</p>	
7.6	認証の決定	
7.6.1	<p>一般</p> <p>MSAは、認証の決定に責任を負い、かつ権限を有します。</p> <p>認証の可否の判定は、判定委員会（製品認証）での審議により行います。</p> <p>認証の可否は、判定委員会の判定結果の通知を受けて、社長が決定します。MSAは決定を申請者に速やかに通知します。</p>	JIS Q 1001の 8項
7.6.2	<p>認証を授与しない場合の通知</p> <p>判定委員会（製品認証）及び社長が認証を授与しない決定をする場合、その決定の理由を特定して、MSAはお客様に通知します。</p> <p>その通知には、お客様が認証プロセスの継続に関心を示す場合、審査のためのプロセスを7.4から再開できることを記載します。</p>	
7.6.3	<p>主務大臣への認証の報告</p> <p>MSAは、認証を行ったときには、遅滞なく、主務大臣に報告します。</p>	令22
7.6.4	<p>JISマーク及びMSAマークの使用</p> <p>依頼者は、認証の決定により、「JFO4.01-01製品認証業務及びJISマーク等の表示の使用許諾に係る契約書」の第3条、第15条、第18条に従って、JISマーク及びMSAマークを使用することができます。</p> <p>依頼者は、その製造する当該認証に係る鋳工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、当該鋳工業品が日本産業規格に適合するものであることを示す主務省令で定める方式による特別な表示を付することができます。</p> <p>JISマークの表示に当たって依頼者は、JISマークとともに、適合する日本産業規格の番号、適合する日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級に係る表示事項が規定されている場合に限る。）及び認証を行った認証登録機関であるMSAの名称又はマークを分かりやすく表示するものとします。</p> <p>依頼者は、「JFO7.07-01.R日本産業規格適合認証文書・附属書-レディーミクストコンクリート」又は「JFO7.07-01.P 日本産業規格適合認証文書・附属書-プレキャストコンクリート」の記載事項に従うものとします。</p> <p>依頼者は、紛らわしい表示を行ってはなりません。</p> <p>JISマークの形状等の詳細は同省令第1条により、表示の方法は「JPO7.06-01 JISマーク等の表示規定」によるものとします。表示は、容易に消えない方法による印刷及び押印、刻印、荷札の取付け、その他適切な方法で行うものとします。</p> <p>MSAは、JISマーク等の表示の使用が、認証契約に基づいて、認証取得者によって適切に実施されることを審査や入手可能な情報等に基づいて監視します。</p>	法30の 1 令1 JIS Q 1001 13
7.7	認証文書	令6
7.7.1	<p>認証文書の発行</p> <p>MSAは、「JISマーク等及び付記事項を表示する条件」を含む、次の事項を「JFO7.07-01.R日本産業規格適合認証文書・附属書-レディーミクストコンクリート」又は、「JFO7.07-01.P 日本産業規格適合認証文書・附属書-プレキャストコンクリート」に記載し、依頼者に提供します。組織の内外で使用する目的で認証文書の写しを作成する場合、認証文書には複製と明示するものとします。</p> <p>a) 機関の名称及び住所</p> <p>b) 認証契約を締結した期日（年月日）及び認証番号</p> <p>c) 認証取得者の氏名又は名称、及び住所</p>	JIS Q 1001 の10

- d) 認証に係るJISの番号及びJIS に種類又は等級が規定されている場合にあつては当該種類又は等級
- e) 鉱工業品の名称
- f) 認証の区分（JISと同じである場合にあつては省略することができる。）
- g) 認証に係るすべての工場又は事業場の名称、及び所在地（ただし、ロット認証の場合及び全数について初回製品試験を行う場合を除く。認証に係る鉱工業品の製造が複数の工場又は事業場で行われる場合にあつては、当該工場又は事業場を識別する方法及びそれぞれの鉱工業品に関する事項）
- h) ロット認証の場合は、ロットの個数又は量、及び識別番号又は記号
- i) 認証に係る産業標準化法の根拠条項

MSAは「JF07.07-01日本産業規格適合認証文書・附属書」の所有権を有します。

7.7.2 認証文書の発行時期

認証文書「JF07.07-01.R日本産業規格適合認証文書・附属書-レディーミクストコンクリート」、又は「JF07.07-01.P 日本産業規格適合認証文書・附属書-プレキヤストコンクリート」は、産業標準化法 第30条第1項の「JISマーク等及び付記事項を表示する条件」の他、次の全ての事項と同時か、それ以降に発行します。

- a) 認証要求事項が満たされていることを確認し、認証の授与又は認証範囲の拡大を決定する（7.6.1参照）
- b) 認証の合意（4.1.2参照）を締結する

7.8 認証された製品の帳簿・公表の基準

7.8.1 製品認証帳簿

法 53
令 34

MSAは、認証の情報を維持します。入力項目は次のとおりとします。

- a) 認証依頼者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、及び事業場/工場の名称と所在地
- b) 認証の依頼を受けた期日
- c) 認証の依頼に係る日本産業規格の番号及び日本産業規格の種類又は等級（当該日本産業規格に種類又は等級が定められている場合に限る。）
- d) 鉱工業品の名称
- e) 審査を行った期日
- f) 審査の結果
- g) 審査を行った者の氏名
- h) 認証契約を締結した期日及び認証番号
- i) 有効期限

MSAは、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、鉱工業品ごとに区分して、記載します。

7.8.2 認証内容の公表

令 14 条

MSA は、初回認証後、遅滞なく、次の事項を公表します。

- a) 7.7.1「認証文書の発行」の a)～f) 及び h) の事項 JIS Q 1001
- b) 認証に係る法の根拠条項 9.1/9.2/
- c) 7.6.4「JIS マーク及びMSA マークの使用」の事項(JIS の番号、種類、等級等) 10/13
- d) JIS マーク等の表示及び付記事項を表示する条件
- e) 現に製造された特定の個数又は量の鉱工業品に係る認証を行った場合にあつては、当該鉱工業品の個数又は量並びに当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に付されている識別番号又は記号及びその表示の方法

ロット認証の場合には、認証契約を締結した日から 1 年間とします。

7.8.3 認証の全部又は一部の一時停止又は取消時

令 14

MSA は、7.11.1.1 による認証の一時停止又は取消を請求した場合、直ちに、次の事項を公表します。この公表は、この請求を取り消す旨の通知を行った日、認証の取消を行った日、又は認証契約が終了した日まで行います。）

JIS Q
1001
16.2

- a) 一時停止又は取消の期日及び認証番号
- b) 7.7.1 の a), c)～i)の事項
- c) 一時停止又は取消の理由

MSA は、7.11.1.2 による認証の一時停止又は取消の場合、直ちに、上記 a)～c)の事項を公表します。この公表は 1 年間行います。

取消等の理由により認証契約が終了した場合、7.8.4 による情報公開を行います。

7.8.4	認証契約終了時の情報公開 (7.11 参照)	令 14 JIS Q 1001 9.3
	MSA は、認証契約が終了した場合、遅滞なく、次の事項を公表します。	
	a) 認証契約が終了した期日（年月日）及び認証番号	1001
	b) 終了した認証契約に係る認証取得者の氏名又は名称、及び住所	9.3
	c) 7.7.1 の a), c)～h)の事項	
	d) 7.6.4 の事項	

この公表は、認証契約が終了した日から 1 年間行います。

MSA は、7.8 項の公表をそのすべての事務所において業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法によって行います。

7.9	サーベイランス	
7.9.1	認証維持審査	
7.9.1.1	定期認証維持審査の実施	令 10 JIS Q 1001 の 12.1

認証の決定日から起算し、3年ごとに1回以上の頻度で、認証スキームに従って、定期認証維持審査を行います。ただし、MSAが、鉱工業品の認証の全部又は一部の取消を受けた者に対して再び当該取り消しを受けた鉱工業品の認証を行った場合にあつては、定期認証審査は、当該審査を行った後3年間は1年ごとに1回以上の頻度で行うものとしします。

定期認証維持審査は、依頼者による審査の申請により開始され、審査の実施を経て、判定委員会による認証の判定により終了するものとしします。定期認証維持審査の起点となる審査の開始日は依頼者による審査の申請日（申請書の提出日付でなく、MSAが申請書を受理した日付（申請受理日）をもって申請日とする）としします。MSA は、定期認証維持審査の開始に当り、「定期認証維持審査のご案内」を依頼者に送付し、3年ごとに1回以上の定期認証維持審査を実施するために有効な申請書提出〆切日について通知します。

審査は原則として前回審査と同一月内に行うものとししますが、基準月の前後1ヶ月以内であれば変更は可能としします。また、やむを得ない特別の理由があり、前回審査以降、品質問題に起因する苦情を受けていない等、適切に維持管理されていると判断される場合は、別途調整するものとしします。

定期認証維持審査の条件を満たす臨時の認証維持審査が実施された場合、以降の定期認証維持審査の期日は、当該臨時認証維持審査の認証決定日を起点とすることができます。

災害などの不可抗力により所定の審査月に審査が実施できなかった場合は、認証文書上の有効期限後に一旦一時停止となりますが、所定の審査月から6か月以内に審査を受け、適合と判定されれば、継続して認証されていたものと見なすことができます。認証文書の発行日は認証の決定日と同日又は以降となる。

なお、プレキャストコンクリート製品において、受注製品やⅡ類製品などで、該当製品の受注がないため生産がなく在庫もない場合は、JISCBA解釈集コ⑬に基づき製品試験を実施します。

認証維持審査は、「7.4審査」に基づき初回審査と同様に実施します。

1) 認証維持工場審査

MSAは、認証維持工場審査を、7.4.4.2に基づいて実施し、認証取得者の品質管理体制が附属書Bに規定する審査の基準に適合していることを確認します。

2) 認証維持製品試験

MSAは、認証維持製品試験を7.4.4.3に基づいて実施します。サンプルがJISに適合していることを確認します。

7.9.1.2 定期認証維持審査の通知

製品認証部は、認証取得者に「JF07.09-02 定期認証維持審査のご案内」を申請期限の6か月前に通知します。申請に関する次の文書は、依頼者がMSAのホームページからダウンロードするものとします。

- a) JF07.02-01 認証審査に必要な提出書類
- b) MSAが定める要求事項に適合していることを説明する資料
- c) JF07.02-05-02 JISマーク認証の確認書
- d) JF07.02-05-03 製造に係る技術者名簿
- e) JF07.02-05~19 日本産業規格表示認証申請書
- f) JF07.02-03 製品認証審査申請チェックリスト

7.9.1.3 定期認証維持審査の申請

定期認証維持審査の申請受付は、初回審査の申請受付7.2.2に準じて行います。

7.9.1.4 申請書のレビュー

MSAは、次の事項を確実にするために、7.9.1.3で取得した情報を次の事項を考慮してレビューします。

- a) 申請者及びその製品についての情報が、認証プロセスを実施するうえで十分である。
- b) MSAと申請者との間に理解の相違があることが分かっている場合、規格又はその他の基準文書に関する合意を含め、それが解決されている。
- c) 全ての審査活動実施するための手段が利用できる。

7.9.2 定期認証維持審査による認証の決定

定期認証維持審査で審査、レビュー又は認証の決定を行う場合、7.4、7.5及び7.6の要求事項が満たされているものとします。

7.9.3 JISマークの継続的な使用

7.9.2に基づいて認証された製品、製品の包装、又は製品の付随情報の上に、継続的なJISマークの使用をMSAが認める場合、サーベイランスを確立し、製品要求事項を満たしていることの実証が継続して妥当であることを確実にするため、JISマークを付した製品の継続的なサーベイランスを行います。

このサーベイランスには、7.9.1に規定する定期認証維持審査と臨時認証維持審査のほか、MSAが適宜実施するお客様のホームページのレビューや随時入手する情報のレビュー等が含まれます。

7.9.4 MSAによる予告のない立入調査

依頼者の製品に関してMSAが苦情、申立て、情報提供等を受けた場合に、MSAは予告なしの立入調査を実施することがあります。依頼者はこの立入調査に協力するものとします。

7.10 認証に影響を与える変更

7.10.1 認証スキームに係る規格の変更

MSAは、認証に係るJISが改正されたときは、速やかに、関係する認証の申請者又は認証取得者に対して、その旨を通知します。

MSAは、JISの改正によって、認証を行っている鋳工業品がJISに適合しなくなるおそれがあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるときは、7.4~7.6の該当する要求事項に基づき、臨時的認証維持審査を行います。

令9、19
JIS Q
1001の
17

7.10.2 変更の処置決定

MSAは、お客様による変更を含め、認証に影響を与えるその他の変更も考慮し、本マニュアルの7.10.3及び/又は7.10.4により適切な処置を決定します

依頼者は、変更をJF07.10-01 製品認証変更届によりMSAに通知するものとします。

品質管理体制等(技術的生産条件等)の変更への対応は、JISCBA解釈集コ⑦(レディーミクストコンクリート)又はコ⑧(プレキャストコンクリート製品)によります。

7.10.3 変更又は追加の処置事項

MSAは、JF07.10-01 製品認証変更届を「7.3申請書のレビュー」の関連する要求事項に基づいてレビューします。

現地審査を含む審査が必要な場合は、7.10.4により対応します。

現地審査が必要とされない場合は、必要な処置を実施後、レビューの結果を依頼者に通知します。製品認証部長は、必要に応じ書面審査を実施します。

変更処置の結果は、その根拠も含め、記録(7.12 参照)に含めます。また、7.10.4の活動のいずれかを除外する場合も、その根拠を記録(7.12 参照)に含めます。(例えば、製品要求事項ではない認証要求事項が変更され、審査、レビュー又は判定の活動が必要ない場合)

7.10.4 変更又は追加にともなう臨時の認証維持審査

MSAは、臨時の認証維持審査には次の事項を含めます。

- ・ 審査(7.4参照)(審査に当り審査員は変更届の内容を確認する)
- ・ 審査結果のレビュー(7.5参照)
- ・ 認証の判定/決定(7.6参照)
- ・ 認証範囲の拡大又は縮小のための、正式な認証文書(7.7参照)の改定版の発行
- ・ 認証維持審査の結果に基づく認証文書の発行

これらの処置は、7.3~7.8の該当部分に従って完了するものとします。

変更又は追加の理由に応じた臨時の認証維持審査は、7.10.4.1~7.10.4.8に基づいて実施します。MSAは、変更の臨時認証維持審査を実施する場合、審査員に変更届及びその他の審査に必要な文書を送付します。

MSAは、変更を行ったときには、遅滞なく、省令22条により主務大臣に報告します。(7.6.3参照)

7.10.4.1 認証の区分の追加

認証取得者が、新たな認証の区分の追加を申請した場合には、MSAは、遅滞なく、7.2~7.6の手順に基づき認証の決定を行い、その旨を認証取得者に通知します。

MSAは、認証することを決定した場合には、7.7に規定する認証文書を交付します。

7.10.4.2 工場又は事業場の変更又は追加

認証取得者が、工場又は事業場の変更又は追加を申請した場合には、MSAは、遅滞なく、7.2~7.6の手順に基づき認証の決定(当該工場又は事業場に関するものに限る。)を行い、その旨を認証取得者に通知します。

MSAは、認証することを決定した場合には、新たな認証文書を交付します。

7.10.4.3 種類又は等級の変更又は追加

認証取得者が、既存の認証の区分の中でJIS に定められている種類又は等級の変更又は追加を申請した場合には、MSAは、遅滞なく、7.2~7.6の手順に基づき認証の決定(当該種類又は等級に関するものに限る。)を行い、その旨を認証取得者に通知します。この場合、当該種類又は等級に関するものに限って、7.4.4の工場審査及び製品試験の全部又は一部を実施します。

MSAは、認証することを決定した場合には、新たな認証文書を交付します。

7.10.4.4 鉱工業品の変更又は追加

認証取得者が、既存の認証の区分の中で鉱工業品の変更又は追加を申請した場合に

JIS Q
1001 の
11

令 22 条

JIS Q
1001 の
11.1

令 9 の 2
JIS Q
1001 の
11.2

令 9 の 3
JIS Q
1001 の
11.3

令 9 の 4
JIS Q

	は、MSAは、遅滞なく、7.2～7.6の手順に基づき認証の決定（当該鉱工業品の変更又は追加に関するものに限る。）を行い、その旨を認証取得者に通知します。	1001 11.4
	MSAは、認証することを決定した場合には、新たな認証文書を交付します。ただし、当該変更によって、当該鉱工業品がJIS に適合しなくなるおそれがないときには、7.4.4の工場審査及び製品試験の一部を省略することができます。	
7.10.4.5	仕様又は品質管理体制の変更 認証取得者が、認証を行っている鉱工業品の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとするときは、当該変更又は追加が行われるまでに、7.9.1.1に規定する工場審査及び製品試験を行います。ただし、当該変更によって、当該鉱工業品がJIS に適合しなくなるおそれがないときには、製品試験及び現地調査の全部又は一部を省略することができます。なお、この場合においては、MSAは、7.9.1.1の審査を行うか、又は書面による工場審査だけとするかについて決定し、認証取得者に通知します。	令9の4 JIS Q 1001 12.2a)
7.10.4.6	JISの改正 JISの改正によって、認証を行っている鉱工業品がJISに適合しなくなるおそれのあるとき、又は認証取得者の品質管理体制を変更する必要があるときは、当該改正後1年以内に、7.9.1.1に規定する工場審査及び製品試験の全部又は一部を行います。	令9の5 JIS Q 1001 12.2b)
7.10.4.7	第三者からの申立て 認証を行っている鉱工業品等がJISに適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制が附属書Bに規定する審査の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを受けた場合であって、そのがい（蓋）然性が高いときは、当該事実を把握した後、速やかに7.9.1.1に規定する工場審査及び製品試験の全部又は一部を行います。	令9の6 JIS Q 1001 12.2c)
7.10.4.8	違法な表示等に係る措置が解除された場合の状況確認 MSAが、JISに適合しなくなった原因が是正され、品質管理体制が適合していると確認したことを通知してから1年以内に、7.9.1.1に規定する工場審査及び製品試験の全部又は一部を行います。	令9の7
7.10.4.9	その他の要因 7.10.4.1～7.10.4.8のほか、認証を行っている鉱工業品がJISに適合しない、若しくは認証取得者の品質管理体制が附属書Bに規定する審査の基準に適合しない、又は適合しないおそれのある事実を把握したときは、当該事実を把握した後速やかに、7.9.1.1に規定する工場審査及び製品試験の全部又は一部を行います。	令9の8 JIS Q 1001 12.2d)
7.11	認証の終了、範囲の縮小、一時停止、休止又は取消し	
7.11.1	不適合が立証された場合の処置 MSAは、サーベイランス又はその他の結果として、違法な表示(7.11.8参照)を含む認証要求事項への不適合が立証された場合、適切な処置について判定委員会（製品認証）に付議し、その取扱いを決定します。 適切な処置には、次の事項等が含まれます。 a) MSAが規定した条件の下での認証の継続 b) 不適合製品を除くための認証範囲の縮小 c) お客様による是正処置を待つ間の、認証の一時停止 d) 認証の取消し 不適合が検出された場合、MSAはお客様に早急に不適合の修正と是正処置を行うことを要求します。不適合の内容や品質への影響の程度により、MSAは判定委員会の決定の前にお客様にJISマーク使用の自粛をお願いすることがあります。一時停止後、修正と是正処置が行われた場合、一時停止は解除され、同じ認証番号が継続されます。 一時停止後、6か月以内に修正と是正処置が行われなかった場合は取消となります(7.11.7)。取消の場合、認証の再取得を希望する時は、初回審査から始めるものとし	

ます。

①不適合が意図的な情報の秘匿や改竄等に関わっている場合、②行政処分が出されている場合、③類似の不適合が繰り返し発生している場合等重大性が高いと判断される場合、MSAは判定委員会の判定を経て、不適合の検出後速やかに一時停止又は取消とすることがあります。違法な表示等に係る不適合の場合は、7.11.8の規定によるものとします。

産業標準化法令以外の法令違反が検出された場合は、JISCBA発行の「産業標準化法令以外の法令違反の取扱いガイドライン」により対処します。

7.11.1.2 他の理由による場合の処置

a) 認証の失効

- ・ 次のような状況の場合、認証契約は失効します。
 - ① 依頼者に認証継続の意図がなく、認証を辞退する場合、
 - ② 他機関への移転や廃業等により認証の契約解除を希望する場合、
 - ③ MSAからの7.9又は7.10に定める定期認証維持審査又は臨時認証維持審査の案内にも関わらず審査を受けなかった場合、
 - ④ その他、審査認証に係る料金の不払い等契約条件に違反する場合
- ・ 上記の①と②の場合は、「JF07.10-01製品認証変更届」によりMSAに届け出るものとします。
- ・ 失効により認証は一時停止となります(7.11.4)。6か月以内に一時停止が解消されない場合は取消となります(7.11.7)。

b) 認証の休止

- ・ 一時的な営業停止等の場合、依頼者は「JF07.10-01-1製品認証変更届（休止・認証契約の終了）」によりMSAに届け出たうえで、認証を休止とすることができます。この場合、認証は一時的に休止となります。MSAは製品認証のDBに休止していることを入力し、ホームページ上に公開します。
- ・ MSAは、休止の場合、認証取得者に対して、認証文書を返却し、当該鉱工業品等又はその容器、包装若しくは送り状に付されたJISマーク（JIS Q 1001の箇条13.1）及びMSAマークの表示（これと紛らわしい表示を含む。）を除去し、又は抹消するように「JF07.10-05 JISマーク表示の使用停止通知書」により請求する。
- ・ 休止から復帰する場合は、「JF07.10-01製品認証変更届」によりMSAに届け出るものとします。その際、品質管理実施体制の変更や生産実績についての情報の提供を求め、必要な場合は臨時的認証維持審査を実施します。認証の復帰が承認された場合、MSAは製品認証のDBに復帰したことを入力し、ホームページ上に公開します。

7.11.1.3 認証の一時停止又は取消時の処置

- ・ 認証の一時停止、休止又は取消によりJISマーク等は使用できなくなります。一時停止の処置は7.11.4により、休止の措置は7.11.1.2b)により、又取消の処置は7.11.7により実施します。

7.11.2 是正/予防処置の審査等

適切な処置に審査、レビュー又は認証の決定が含まれる場合、それぞれ7.4、7.5又は7.6の要求事項を実施します。

7.11.3 認証情報の修正

MSAは、認証が（お客様の要請によって）終了した場合、又は一時停止若しくは取消しになった場合、7.11の各項で規定した処置をとります。MSAは、製品が引続き認証されているという表示がなされないことを確実にするために、正式な認証文書、公開されている情報、JISマーク使用の権限付与などに必要とされる全ての修正を行います。

認証範囲が縮小された場合、MSAは、7.11の各項で規定した処置をとります。また、認証範囲の縮小がお客様に明確に伝えられ、認証に関わるお客様の文書及び公開されている情報に明確に示されることを確実にするために、正式な認証文書、公開されている情報、JISマーク使用の権限付与などに、全ての必要な修正を行います。

7.11.4 認証が一時停止になった場合の対応

認証が一時停止になった場合、MSAは、次の事項を明確にし、お客様に連絡するために、1名以上の審査要員を割り当てます。この要員は、次の事項を含め、一時停止になった認証の取扱いにおける全ての側面の知識及び理解について力量を有した者とします（6.1参照）。

- a) 認証スキームに従って、一時停止の状態を終了し、製品の認証を復帰させるために必要な処置
- b) 認証スキームが要求するその他の処置

MSAは、一時停止の場合、認証取得者に対して、認証文書を返却し、当該鋳工業品等又はその容器、包装若しくは送り状に付されたJISマーク（JIS Q 1001の箇条13.1）及びMSAマークの表示（これと紛らわしい表示を含む。）を除去し、又は抹消することを「JF07.10-05 JISマーク表示の使用停止通知書」により要求します。

この通知書による一時停止期間は6ヵ月間であり、6ヵ月以内に修正と是正処置/予防処置を終了させなければなりません。6ヵ月を超える場合、認証は取消しとなり、認証のためには再度初回審査から開始することとなります。ただし、災害等の不可抗力の影響がある場合等には、別途6ヵ月の範囲内で延長を行うことができる。

MSAは、一時停止の決定を行った場合、直ちに、次の事項を公表します。

- a) 一時停止の決定を行った（年月日）及び認証番号
- b) 一時停止の認証に係る認証取得者の氏名又は名称、及び住所
- c) 一時停止の認証に係る、7.7 のc)～h)の事項
- d) JIS Q 1001の箇条13.1～13.3 の事項
- e) 一時停止の理由

この公表は、一時停止の期日から一時停止の解除の決定日まで行います。また、当該公表は、MSAの認証を行うすべての事務所において、業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法によって行います。

7.11.5 一時停止の状態の解決のための評価等

一時停止の状態を解決するために必要な評価、レビュー若しくは決定、又は認証スキームで要求される解決するための手続きは、7.4、7.5、7.6、7.7、7.8、7.9及び7.11の該当する部分に従って完了します。

7.11.6 一時停止後の認証復帰への対応

一時停止の後に認証を復帰させる場合、MSAは、製品が引続き認証されていることを示す全ての適切な表示が存在することを確実にするために、正式な認証文書、公開情報、JISマーク使用の権限付与などに、必要とされる全ての修正を行います。

認証を復帰させる条件として、認証範囲を縮小する決定がなされた場合、MSAは、認証スキームで規定した処置をとらなければならない。また、認証範囲の縮小がお客様に明確に伝えられ、認証に関わるお客様の文書及び公開されている情報に明確に示されることを確実にするために、正式な認証文書、公開情報、JISマーク使用の権限付与などに、全ての必要な修正を行います。

7.11.7 認証の取消し

7.11.7.1 一般

MSAは、7.11.1や7.11.8等の取消し事項に該当する場合には、認証を取り消すことがあります。

JIS Q

1001

16

7.11.7.2 認証の取消しの手続

MSAは、認証の取消しを行う場合には、当該認証を取り消す期日及びMSAに対し異議申立てができる旨を記載した文書「JF07.10-05 JISマーク表示の使用停止通知書」を送付し、当該鋳工業品等又はその容器、包装若しくは送り状にJISマークが使用できなくなることを伝えるとともに、認証文書をMSAに返却し、失効までにJISマーク表示の除去又は抹消をしたことの報告を求めます。

MSAは、認証取得者から当該認証の取消しについて異議申立てを受けたときは、こ

れを考慮して認証の取消しの可否について決定します。

MSAは、認証を取り消した場合、直ちに、次の事項を公表します。

- a) 認証を取り消した期日（年月日）及び認証番号
- b) 取り消した認証に係る認証取得者の氏名又は名称、及び住所
- c) 取り消した認証に係る、7.7のc)～h)の事項
- d) 7.6.5「JISマーク及びMSAマークの使用の事項」の事項
- e) 取り消した理由

この公表は、取り消した期日から1年間行います。また、当該公表は、MSAの認証を行うすべての事務所において、業務時間内に公衆に閲覧させるとともに、インターネットを利用して閲覧に供する方法によって行います。

7.11.7.3 認証の取消しに伴う主務大臣への報告

MSAは、取消を行ったときには、遅滞なく、省令22条により主務大臣に報告します。

7.11.8 違法な表示等に係る措置

MSAは、JISの表示又はこれと紛らわしい表示が鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に違法に付されていることを知った場合には、主務大臣に対し、直ちに、当該事実を通知します。 令 17

次の場合、MSAは不適合指摘を行い、7.11.1.1により処置を行います。

7.11.8.1 JISマーク等の誤用等の場合の措置

MSAは、次のa)～d)のいずれかに該当する場合には、認証取得者に対して、それを是正し、及び必要となる予防措置を講じるように要求します。 令 15 条 1

- a) 認証取得者の品質管理体制がJIS Q 1001の附属書Bに規定する審査の基準に適合していないとき JIS Q 1001 の 15.1
- b) MSAが認証を行っている当該鉱工業品等以外の鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、7.6.4の表示又はこれと紛らわしい表示を付しているとき
- c) MSAが認証を行っている当該鉱工業品等以外の鉱工業品等の広告に、当該鉱工業品等が認証を受けていると誤解されるおそれがある方法で、7.6.4 の表示又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき
- d) 認証取得者に係る広告に、MSAの認証に関し、第三者を誤解させるおそれのある内容があるとき

7.11.8.2 認証を行っている鉱工業品等がJISに適合しない場合の措置

MSAは、次のa)～c)に掲げる場合には、認証を取り消すか、又は速やかに、認証取得者に対して、7.6.4の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の使用の、全部又は一部の停止を請求するとともに、認証取得者が保有する7.6.4の表示（これと紛らわしい表示を含む。）をしている鉱工業品等であって、JISに適合していないものを出荷しないように、請求します。 JIS Q 1001 の 15.2

- a) 認証を行っている鉱工業品等がJISに適合しないとき
- b) 認証取得者の品質管理体制が、JIS Q 1001の附属書Bに規定する審査の基準に適合しない場合であって、その内容が認証に係る鉱工業品等がJISに適合しなくなるおそれのあるときその他重大なものであるとき
- c) 7.11.8.1に規定するMSAの請求に、認証取得者が適確に、又は速やかに応じなかったとき。

7.11.8.3 JIS マーク等の使用の停止に係る措置

MSAは、7.11.8.2の請求をする場合には、認証取得者に対し、次のa)～e)に掲げる事項を記載した文書によって通知します。 JIS Q 1001 の 15.3

- a) 請求の対象となる認証取得者の工場又は事業場、及び鉱工業品の範囲
- b) 請求する日からその請求を取り消す日までの間に、認証に係る鉱工業品等又はその包装、容器若しくは送り状に、7.6.4の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してはならない旨 令 22

- c) 認証取得者が保有する7.6.4の表示（これと紛らわしい表示を含む。）の付してある鉱工業品等であって、かつ、JISに適合していないものを出荷してはならない旨
- d) 請求の有効期間
- e) 請求の有効期間内に、認証に係る鉱工業品等がJISに適合しなくなった原因を是正し、又は認証取得者の品質管理体制を附属書Bに規定する審査の基準に適合するように是正し、及び必要な予防措置を講じる旨

MSAは、JISマーク等の使用の停止を行った場合には、上記の通知後直ちに、7.8に基づき公表している事項のうち、該当する部分を修正します。

MSAは、適切と判断した場合には、上記d)に規定する請求の有効期間を延長することができるものとします。

MSAは、上記e)の措置が講じられたことを確認した場合には、認証取得者に対し、速やかに文書によって、7.11.8.2の請求を取り消すことを通知します。

MSAは、上記d)の有効期間（延長した場合を含む。）内に、上記e)の措置が講じられなかった場合は、認証を取り消します。（7.11.8.4を準用）

MSAは、取消を行ったときには、遅滞なく、省令22条により主務大臣に報告します。

7.11.8.4 認証取得者が認証維持審査を拒否した場合等の措置

MSAは、次のa)～c)のいずれかに該当する場合には、認証取得者に係る認証をすべて取り消します。

- a) 認証取得者が、認証維持審査を拒み、妨げ、又は忌避したとき
- b) 7.11.8.2に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者が認証に係る鉱工業品等、又はその包装、容器若しくは送り状に、7.6.4の表示（これと紛らわしい表示を含む。）をしたとき
- c) 7.11.8.2に係る請求をした場合であって、その請求の有効期間内に、認証取得者がその保有する7.6.4の表示（これと紛らわしい表示を含む。）を付してある鉱工業品等であって、JIS に適合していないものを出荷したとき。

令 16
JIS Q
1001 の
15.4

7.12 記録

MSAは、お客様から受領した文書や審査活動の記録の機密が保たれるように保管します。（4.5も参照）。

依頼者は、認証に係る鉱工業品の管理、原材料の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録を必要な期間保存し、かつ、品質管理の推進に有効に活用するものとします。また、法令により保管が義務付けられている記録は、法令により必要とされている期間、保管するものとします。

7.13 苦情及び異議申立て

MSAは、第三者等から提供された情報が、認証取得者等におけるJIS不適合等の法令違反の事実を含む可能性があるものと判断した場合は、経済産業省（本省管轄局）に当該情報の内容を伝達し、対応するものとします。

認証取得者には当該情報の内容を伝達し、状況についての報告を求めるとともに、必要に応じて7.10.4.7による対応を求めます。

また、製品認証業務に関連して、申請者／認証取得者又はその他の関係者からMSAに対して表明された異議申立て及び苦情の処理に対しては、MSAホームページに掲載の手順により対応を図るものとします。

法令で要求される場合を除き、MSAは情報提供者や苦情・異議申立者について守秘義務を厳守します。

7.14 依頼者および認証の利害関係者からの回答要求

MSAは、製品認証業務に関連して、依頼者および認証の利害関係者からの回答要求があった場合は、情報入手、必要に応じて回答要求者への報告等により対応します。